

ASEANのフォームD 取得手続きと必要日数①

	発給機関	上記以外の発給窓口	原産地審査に必要な証拠書類、手続きなど		発給までの所要日数 (政府側情報)		フォームD発給に必要な証拠書類		発給までの所要時間 (政府側情報)	
			付加価値基準(VA)	関税番号変更基準(CTC)	VA	CTC	VA	CTC	VA	CTC
タイ	商務省外国貿易局特惠貿易部	バンコク港、バンコク空港、外国貿易局地方事務所(5カ所)、南部の商務事務所(7カ所)	1. 輸出業者登録 (Form-Dを取得しようとする輸出業者は商務省に輸出入業者として登録) 2. 原産性審査の際の必要書類は以下の通り。 ①原産性審査依頼状 ②原産性審査の証明書 ③部材を輸入した際のインボイスおよび輸入通関書類 ④国内で生産した部材を購入した際のインボイス ⑤生産工程表、生産コスト表、商品	同左	3~5日間	同左	・コスト審査結果表 ・Form-D発行依頼状 ・Form-D(依頼者により記入されたもの) ・船荷証券(B/L)または航空運送状(AWB) ・インボイス	同左	即日 から 2日	同左
マレーシア	通産省貿易支援局	全国6カ所の通産省地方事務所	①申請レター ②申請フォーム・コスト明細書など ③申請書類チェックリスト ④会社登録書 ⑤部材のインボイス (※ASEANからの輸入部材・部品の場合、フォームDをが求められる) ⑥製造工程フローチャート ⑦製品写真、カタログ、サンプル	同左 ※但しASEANからの輸入部材・部品の場合であっても、フォームD提出省略。	7日間	同左	・通商産業省からの承認レター ・税関申告書(コピー) ・インボイス ・船荷証券 ※新フォームDを使用する。	同左	2~3日	同左
シンガポール	シンガポール税関	なし	<ステップ1:税関での工場登録> ・工場登録申請。 ・製造工場実地調査 →「登録番号」「認証状」発行。 <ステップ2:製造原価申告書> ・製造原価申告書提出→認証状発行(原産地規則条件クリアを証明) ※必要書類は、 ①申請書(所定フォーマット、会社のレターヘッドが付いた用紙) ②インボイス(国産品の原材料・部品) ③フォームD(ASEAN原産の原材料・部品)	<ステップ1> 同左。 <ステップ2> ※必要書類は、 ①申請書(所定フォーマット、会社のレターヘッドが付いた用紙)	工場登録:1週間 製造原価申告書:1~2日 (※但し税関ウェブサイト上で輸出日の最低7営業日前までに原価申告書の提出を求め	同左	電子データ交換(EDI)システム「TradeNet」を用いて申請する。申請に当たっては承認済み製造原価申告書が必要。	同左	2~3営業時間	同左

ASEANのフォームD 取得手続きと必要日数②

	発給機関	上記以外の発給窓口	原産地審査に必要な証拠書類、手続きなど		発給までの所要日数 (政府側情報)		フォームD発給に必要な証拠書類		発給までの所要時間 (政府側情報)	
			付加価値基準(VA)	関税番号変更基準(CTC)	VA	CTC	VA	CTC	VA	CTC
インドネシア	商務省外国貿易局特惠貿易部	工業商業省地方支局 (各県にある。ジャカルタ支局を含む)	コスト明細書など	コスト明細書にある製品HSコードと材料HSコード欄に、各々のHSコードを記載。	即日～3日間	同左	・輸出申告書(P.E.B) ・インボイス ・船荷証券(B/L)または航空運送状(AWB) ・コスト明細書	同左。 但し、コスト明細書HSコード欄に	即日	8営業時間
フィリピン	通産省貿易支援局	各港湾の輸出局	・輸出品の説明資料 ・最終仕向け地 ・部品、原材料のリスト (国産、輸入品とも。輸入品の場合、原産国も記載) ・コスト明細書(FOB価格も) ・製造工程の概要	同左	1週間	同左	・輸出申告書 ・インボイス ・船荷証券など	同左	即日	同左
ミャンマー	第一工業省／商業省貿易局	第一工業省検査班(コスト表審査・勸告グループ)はヤンゴン、ネビドー／商業省貿易局(ヤンゴン事務所)および幾つかの国境貿易部署	<p><ステップ1: 商業省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・推薦状入手申請 <p><ステップ2: 第一工業省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品コスト明細申告書 ・推薦状(ステップ1で入手) ・原材料・付属品の輸入許可証 ・インボイス ・輸入申告書 ・パッキング・リスト ・輸出入者登録証 ・会社設立証書 ・ミャンマー商工会議所連盟会員証 ・書式XXVI(取締役、経営者、支配人に関する詳細とその変更) ・製品サンプル <p><ステップ3: 商業省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一工業省から推薦状入手後、商業省貿易局で「製品登録カード」(1年間有効)取得申請 	同左	約20日(商業省貿易局推薦状入手まで約4日／第一工業省で約15日)	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・フォームD指定申請書 ・商業省宛自社レターヘッド入り申請書 ※全ての添付文書は、代表者の署名が必要。 ・製品登録カード ・B/L(写し) ・インボイス(写し) ・輸出許可証(写し) ・輸出入業者登録証(写し) ・輸出許可証によるCEPT利用申請の概要表 ・パッキングリスト ・輸出事業登録関連書類 ①ミャンマー商工会議所登録カード ②書式VI(株主一覧) ③書式XXVI(取締役、経営者、支配人に関する詳細とその変更) ④企業登記証 ・コスト表(第一工業省指定フォーム)※単一およびASEAN累積コンテンツ計算書もあわせて提出。 ・(品目に応じて)全ての原材料が現地産であることを約束するレター 	同左。 但し、(品目に応じて)全ての原材料が現地産であることを約束するレターは不要。	翌日	同左